

放置違反金のコンビニエンスストア収納事務委託について

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の16の規定により、放置違反金の収納事務を次のとおり委託しました。

委 託 先 事 業 者

令和3年4月1日

	委託内容	事 業 者
コンビニエンスストア事業者	直営店舗及び加盟店舗における放置違反金の収納	国分グローサーズチェーン株式会社 東京都中央区日本橋1丁目1番1号
		株式会社しんきん情報サービス 東京都港区港南1丁目8番27号
		株式会社セイコーマート 北海道札幌市中央区南9条西5丁目421番地
		株式会社セブン-イレブン・ジャパン 東京都千代田区二番町8番地8
		株式会社ファミリーマート 東京都港区芝浦3丁目1番21号
		株式会社ポプラ 広島県広島市安佐北区安佐町大字久地665番地の1
		ミニストップ株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬1丁目5番地1
		山崎製パン株式会社 東京都千代田区岩本町3丁目10番1号
		株式会社ローソン 東京都品川区大崎1丁目11番2号
		収納代行事業者

※ 委託期間 令和3年4月1日から令和8年3月31日まで